

経済労働委員会記録

開催日時 令和元年12月12日(木) 13:03~14:50

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

川口 延良 委員長

田中 惟允 副委員長

山中 益敏 委員

中川 崇 委員

池田 慎久 委員

西川 均 委員

和田 恵治 委員

森山 賀文 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長

杉山 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第78号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○川口(延)委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日の当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、

付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください願います。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご説明、ご報告を願います。

○中川産業・雇用振興部長 令和元年度12月定例県議会に提出しております、産業・雇用振興部関係の議案についてご説明申し上げます。

まず、資料「令和元年12月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、6、爽やかな「都」をつくるの、給与改定に伴う増額です。令和元年度の奈良県人事委員会勧告の趣旨に基づき、給与改定を実施することで増額となる5億5,500万円余のうち、産業・雇用振興部に係るものは469万円余です。

以上が、産業・雇用振興部の議案です。何とぞご審議のほどよろしく願います。

○杉山農林部長 農林部関係の議案についてご説明を申し上げます。

同じ資料の5ページ、5、豊かな「都」をつくるです。首都圏でのならの「食」PR事業では、県が運営するときのもりの賃貸借契約が今年度末で期限を迎えることから、引き続き2年間、首都圏における奈良の食と魅力の発信拠点とするため、建物の賃貸借契約の更新手続に伴う手数料、敷金について補正をお願いするとともに、令和2年度から令和3年度までの賃料について債務負担行為をお願いするものです。なお、債務負担行為については8ページにも再掲しています。

6、爽やかな「都」をつくるの、給与改定に伴う増額では、給与改定を実施することによる増額となる5億5,500万円余のうち、農林部に関するものは1,500万円余りです。

7ページ、繰越明許費補正、治山事業についてです。令和元年台風10号の豪雨により工事箇所の地形が変わったこと等により、工法検討に不測の日時を要したために繰り越しをお願いするものです。

以上が12月定例県議会提出議案、農林部に関する事項です。ご審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

○川口（延）委員長 ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○中川委員 今回、経済労働委員会の所管分が、あまりないですけれども、1点だけ、質問ではないですが、首都圏での奈良の食PR事業についてです。ときのもりを活用したP

Rで、直ちに反対するわけではないですが、現在どういう状況になっているのか、詳しいペーパーで各委員に配っていただければと思います。来年の春で一区切りし、次期に入っていくと聞いていますし、1階と2階の運営者でどういう実績が上がっているのか、わかる資料を、委員全員に配っていただければと思います。

○和田委員 ときのもりの運営について、実際の売上高は、赤字になっているのかどうかも含めて教えてください。

○原マーケティング課長 ときのもりの運営状況について、赤字になっているかということですが、県としては運営者から売り上げの報告をいただいております、それに見合う負担金をいただいております。

経営の中身については、赤字か黒字かについての詳細の報告は受けていません。

○和田委員 売上高について、当初の予定と実績との状況はどうでしょうか。

○原マーケティング課長 平成30年度は、1階、2階を合わせて8,600万円余の売り上げがありました。目標に対して64%程度になっています。

○和田委員 この状況では到底納得できるものではないので、予定売上高に近づけるようなてこ入れ策を考える必要があると思うのですが、どうでしょう。

○原マーケティング課長 達成率は、平成28年度は4割程度で、平成29年度は約54%、昨年度は約64%と向上しています。運営者といろいろと協議しながら、さまざまな対策を講じています。例えば2階レストランでは、県の生産者が出向いて一緒にPRするとか、1階では毎週マルシェを開催していただくとか、そういったことも含めて取り組んでいます。

今後については、運営者の再募集の時期になりますので、県としても運営者とともさまざなPRを行っていきたいと考えています。

○和田委員 具体的に応援するような手だてを考えていただきたいと思います。

○川口（延）委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、付託議案についての質疑は終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。発言をお願いします。

○池田委員 自由民主党としては、付託を受けています全ての議案に賛成します。

○西川委員 自民党奈良も全ての議案に賛成をさせていただきます。

○和田委員 創生奈良も賛成します。

○森山委員 国民民主党も付託された議案に賛成します。

○中川委員 日本維新の会も付託議案につきまして賛成します。

○山中委員 公明党も付託議案については賛成をさせていただきます。

○川口（延）委員長 ただいまより付託を受けました議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りいたします。議第78号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないものと認めます。よって、ただいまの議案1件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

農林部長から、（仮称）奈良県豊かな食と農の振興に関する条例案の概要について外2件の報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

○杉山農林部長 農林部の条例関係について、3点ご報告させていただきます。

1点目、農林部報告資料1「（仮称）奈良県豊かな食と農の振興に関する条例案の概要」についてです。県ではこれまでも食の振興についてさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、その趣旨を明らかにし、体系的に整理した上で、さらに進めていくために、食と農とを一体的に振興するための条例の制定について検討しています。このたび案として取りまとめましたので、概要についてご説明申し上げます。

この条例は、食と農の振興について、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、総合的、計画的に推進することで、県民の健康で豊かな生活の向上と地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

基本理念として、県民の健康増進及び豊かな食生活の実現や子どもの健全育成、観光振興等の地域経済の活性化に資するため、県民及び本県を訪れる皆様に、安全で品質の高い農産物等を提供することや、それをおいしく食べる機会を提供すること、加えて、本県の食のブランド化の進展を図ることとしています。

基本的な施策として、大きく4つの柱を考えており、1点目は、食の提供の充実を図るため、高品質な農産物等を生産し、消費者に届けること。2点目は、奈良にうまいものなしを払拭するため、食を楽しむ機会の拡大に向けた取り組みを進めること。3点目は、健

康的な食生活を実現するため、品質の高い農産物等を活用した、適切な食習慣の普及を図ること。最後4点目は、食を通じて子どもの健全育成を図ることとしています。

なお、具体的に進めていくために、主な目標や施策を定めた基本計画の策定についても規定をしています。

右側のページは、ただいま述べました概要について、骨子案としてまとめたものです。今後は、本日説明した内容についてパブリックコメントを行い、その中でいただいた意見を反映した上で、来年2月議会に提案する予定で作業を進めてまいりたいと考えています。

2点目、農林部報告資料2「卸売市場法の一部改正に伴う奈良県中央卸売市場条例の一部改正（案）の概要」について説明させていただきます。

資料の左側に卸売市場法の一部改正について記載しています。公正な取引環境の場としての公的な役割を維持しつつ、取引の実態に応じた取り組みを促進することにより、市場の活性化を図ることを目的に、改正卸売市場法が令和2年6月21日に施行されます。今回の法改正で、これまで国の許可が必要でありました卸売業者の業務許可の規定が廃止され、条例で規定することになりました。

このことに伴い、条例改正の概要の改正内容（案）に記載のとおり、条例の第2章、市場関係者の章に卸売業者の業務許可及び取り消し、名称変更等の条文を追加するとともに、第5章、監督の章に卸売業者に係る監督処分に業務許可取り消しの項目を追加します。また、取引の公正、透明性を確保するための最小限の規制を除いて、国の関与が極力排除され、取引ルールの一部については、地方の実情に応じて各市場で定めることができるようになったところです。

これに伴い、条例の第3章に規定されている取引に関するルールに関して、①卸売相手方を制限する第三者販売の原則禁止、②仲卸業者の業務を規制する直値引きの原則禁止、③卸売業者の卸売の相手方として買い受ける自己買い受けの禁止、④市場外にある物品の卸売を禁止する商物一致の原則について見直しを予定しています。

見直しの内容については、改正理由に記載していますが、①から③については、卸売業者及び仲卸業者等の適正な役割分担と公正な取引環境を確保するために、現行どおり原則禁止としたいと考えています。④については、効率的な物流を確保し、消費者により新鮮な生鮮食料品等を届けることを目的に、原則廃止にしたいと考えています。

なお、取引ルールの見直しに当たっては、卸売業者や仲卸業者をはじめ、取引参加者の意見を十分に聞くことが義務づけられており、これまで場内事業者等との意見交換を行っ

てきたところです。今後はパブリックコメントを行い、先ほどの条例同様、来年2月議会に上程すべく、作業を進めてまいりたいと考えています。

3点目、農林部報告資料3「(仮称)奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例(案)及び(仮称)奈良県県産材の安定供給及び利用の促進条例(案)の概要」について説明させていただきます。

資料の説明に入ります前に、まず条例制定の背景についてご説明します。近年、地球温暖化に伴う豪雨災害等が多発し、森林の多面的役割への期待が高まる中、木材価格の低迷、山村の人口減少等により森林環境を維持することが困難な状況となっています。これに対応するため、本県ではスイスを参考とした新たな森林環境管理制度の導入を考えており、制度導入に必要な2つの条例案について、本委員会で概要を説明をさせていただいた上、県民へのパブリックコメントを実施し、来年の2月議会に提案させていただきたいと考えています。

なお、この2つの条例案ですが、現行の奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を、森林に関する条例と林業・木材産業振興に関する条例の2つに再構築をするものです。

それでは、1つ目の条例について、資料に基づいてご説明申し上げます。

本条例では、適地適木の造林と適時適切な森林施業により、森林の4機能を高度に発揮させることで、森林からもたらされる恵沢を享受し、森林と人との良好な関係を永きにわたり築き続けることを目指しています。

政策課題については、先ほど冒頭でご説明したとおり、新たな挑戦として、新しい森林環境管理制度を導入します。この制度では、基本理念、森林の4つの機能、つまり森林資源生産、防災、生物多様性保全、レクリエーションの機能が発揮されるよう基本的施策等の施策を講じてまいります。

まず、目指すべき森林についてです。森林環境の維持向上のために奈良県の森林を恒続林、適正人工林、自然林、天然林のいずれかに誘導してまいります。

次に、森林の4機能発揮等の措置についてです。間伐材等の森林資源の活用や災害の防止・軽減、生物多様性の保全、レクリエーションに関する施策を県が講じます。また、災害防止の観点から、間伐木を間伐地に残す場合の適切な処理、皆伐する場合の適切な方法を行為者に求めることとします。

次に、奈良県フォレスターについてです。森林環境の維持向上に関する専門的職員とし

て奈良県職員である奈良県フォレスターを置くこととします。

最後に、条例を踏まえた地域森林計画の策定等についてです。県が策定する地域森林計画に、森林の4機能を持続的に発揮させる事項を記載するとともに、市町村が策定する森林整備計画にも記載することとします。以上の取り組みにより、森林の4機能を高度に発揮し、森林と人との恒久的な共生を図ることを目指してまいります。

3ページ、2つ目の条例についてご説明申し上げます。本条例では、現行条例の対象である川上、川中に加えて川下を新たに追加し、A材、B材、C材、全てを搬出し多用途に供給・利用する県産材の安定供給及び利用の促進を目指します。

林業・木材産業についての政策課題を整理しています。県産材の供給量及び利用量の減少、林業・木材産業従事者の減少・高齢化など、林業・木材産業を取り巻く課題があります。これらの状況を踏まえ、適切な森林管理による森林資源の質の向上、県産材の安定供給と利用の拡大等の政策目的を実現するために、森林所有者、事業者等による相互の協力連携が必要と考えています。

条例で規定する基本理念、基本的施策等、目的を整理しています。

基本理念には、森林所有者、事業者等の相互の協力連携による県産材の安定供給と利用の促進を図ることが、森林の次世代への継承及び持続可能な森林経営の促進につながることを規定しています。

基本的施策等について、川上側には、県産材を安定的に供給するため、高性能林業機械の積極的な導入、路網の計画的な整備等の施策を講じます。また、川中、川下側には、県産材の利用促進のため、県産材認証制度の普及等の施策に加え、県産材の公共建築物への利用促進等に対する施策を追加しています。人材の育成及び確保のため、林業に係る高度な技術習得のための研修、労働条件の向上促進等の利用促進を担う人材の育成を講じるとともに、木のよさを学ぶ機会の確保等の普及啓発に必要な施策を講じてまいります。これらの基本的施策等を総合的、計画的に推進することが、林業及び木材産業の健全な発展を促し、森林の多面的機能の持続的発揮及び豊かな県民生活の実現に寄与することを目指してまいります。

以上が農林部に関する報告事項です。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○川口（延）委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めた質問があれば順次ご発言を願います。

○中川委員 ご報告いただいた中で1点、(仮称)奈良県豊かな食と農の振興に関する条

例案の概要について意見があります。全部読ませていただき、ここはどうかなどというところがありましたので、意見の開陳だけしておきたいと思えます。

具体的には、責務と役割で、県民の役割があります。この中で品質のすぐれた農畜水産物等の消費による、健康的で豊かな食生活の実践と書いてあるのですが、読んだ方の中には、何でそこまで言われなければならないのかと思う人もいるかもしれません。改めて読みますと、目的そのものであるわけです。この目的に、県民の健康で豊かな生活向上であったり、地域経済の健全な発展と書いてありますので、目的そのものや効果そのものというところを、この責務と役割に書くのは違和感があると思えます。これからパブリックコメントにかけると聞いていますので、書き方も含めていいものにしてもらえたらと思えます。この食と農の観点から条例、基本計画をつくって進めていくスキームはわかりましたので、そこは特に異論はないのです。これは終わっておきます。

あと1点だけ、その他で質問があります。先日、荒井知事からNAFIC周辺のまちづくりについて、中村昭議員からの質問に対する答弁だったと思うのですが、宿泊施設を含めた集客施設の誘致もこれから検討していきたいとありました。今どういった段階であるのか、ご説明よろしくお願ひします。

○服部担い手・農地マネジメント課長 知事が本会議で申し上げたように、NAFIC周辺地域は非常に眺望がよいところです。また、世界遺産登録を目指している飛鳥・藤原の宮跡とその関連資産群にも近いところです。これらの特徴を生かして、この地域の最も高いところに宿泊施設などの集客施設を誘致できないかという検討を始めたところです。どのような施設が適当か、あるいは、どのような課題があるのかなど、関連する民間事業者の意見を聞きながら、現在、検討を始めています。

○中川委員 意見を聞きながら検討し始めているということでした。ディベロッパーであったり、そういった方々に意見を聞く中で、いやいや、やはりここはこういった課題があるからなかなか難しいなど、いろいろな声があると思えますので、意見を聞くこと自体については、意義があることと思えます。検討を始めた段階という答弁を聞いて、どういうことかと思ったのです。民間の声を聞きながら、新たな課題も浮き彫りになってくるので、その結果を見て我々も言いたいことを言っていこうと思えます。

○山中委員 それでは、数点お聞かせいただきます。

先ほど杉山農林部長から説明のありました報告資料1について、まずお聞きをしたいと思えますが、これは何も通告していません。私ども公明党は、食品ロスという点で随分主

張してまいりました。今回条例制定の背景の中で効果として、消費者にあっては食に対する感謝の念、理解の深化と書いていますが、先ほど申した食品ロス等がどういう形で対策として盛り込まれているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○原マーケティング課長 食と農の振興を図る上で、当然、食品ロス対策も出てまいります。その中にうたっています、例えば子どもの健全育成の施策とも関連して、知事がよく申しているこども食堂との連携という形で、食を子どもたちにうまく届けていく観点から、来年度に向けていろいろな施策を検討しています。簡単ですが、以上です。

○山中委員 わかりました。こども食堂も確かに具体的な対策の一つかと思えますが、もっと理念的なところに、食品ロスに対する考え方が反映していてもいいと思えました。もちろん今後パブリックコメント等で、いろいろな意見が寄せられると思えますから、しっかりと検討していただいて、せっかく他にない条例と伺っていますので、いいものに仕上げさせていただきたいと思えますので、要望しておきます。

それでは、その他の事項で、数点お聞かせいただきたいと思えます。本年10月1日から消費税の引き上げが実施され、およそ2カ月が経過したところです。日本経済新聞の世論調査においても、10月以降の家計支出については変わらないと答えた方が約76%であったと報道されています。税率引き上げに合わせて実施された例えば軽減税率、ポイント還元制度が一定の効果があつたと理解しています。

そうした中で、内閣府がこの11日に10月の景気ウォッチャーの調査結果を発表されています。この中では景気の現状について、指数が36.7で、前月から10ポイント数字としては下がりました。しかし、この調査の中でもう一つ注目されることは、景気の先行きについての指数、こちらは前月よりも6.8ポイントふえて43.7に改善したと報告がありました。これは増税前の駆け込み需要による反動減の影響は次第に薄れていずれ帰着していく、そういった意味での期待感があるということと思えます。さらに、10月1日から実施されている幼児教育・保育の無償化、来年の4月から実施される大学、高等教育の無償化、私立高等学校授業料の実質無償化も、景気感を改善する大きな後押しになると考えており、先ほど申した景気の先行きの指数にあらわれたものと理解しています。

そこで、景気対策の大きな柱の一つになりましたポイント還元についてお聞かせいただきたいと思えますが、12月1日現在で国でも約86万店、12月11日には約90万店になる見込みで、引き続き多くの店舗において皆さんができるだけ早くこの事業に参加できるように、決済事業者と連携しながら円滑な手続を進めていくとされていますが、本県

における状況について、お聞かせいただきたいと思います。

○前野産業振興総合センター所長 消費の駆け込み、また、反動減の平準化に係る国の支援として、10月1日から始まりましたポイント還元事業についてです。奈良県の登録加盟店数は、直近の12月2日現在の数値で、7,502件となり、順次ふえ続けている状況です。本制度は中小・小規模事業者にとり、決済端末導入の費用が不要、決済手数料が安く、消費者へのポイント還元による集客力アップなど、キャッシュレスを導入する場合にメリットがある制度となっています。各店舗で順次ふえ続けている状況です。

○山中委員 1日当たりのこのポイント還元ですが、10億円超えのポイントが消費者に付与されているということです。国もまた補正予算という話も出ているぐらいで、国の制度でもありますので、しっかり使えるようにと思っています。

ただ、こちらのほうも期間が来年6月までで、この制度も切れてしまいます。これにかわるものはもちろん、今度はマイナンバーを使ってなど、さまざま国が言っておりますので、そういうこともいち早くつかんでいただきながら、消費の動向を落とさないように、しっかりと継続していただきたいと思います。

2点目、お聞かせいただきたいと思います。平成30年6月に閣議決定された未来投資戦略2018には、人手不足の対応や生産性の向上を進めるためにICTを活用したスマート農業の推進が盛り込まれています。このスマート農業に向けたICTの活用によって、農産物の栽培条件の最適化や高い生産技術を持つ篤農家の技術、ノウハウをデータ化することで、熟練した技術がなくても生産性の向上や省力化、また負担の軽減につながります。さらには、生産者から消費者までの情報連携による消費者のニーズに対応した、農産物の生産や付加価値の向上等が期待されるということです。このスマート農業化が進む背景にはもちろん、農業従事者の減少と高齢化が上げられています。農林水産省の報告によると、1995年から2017年までの間に農業就業人口は414万人から181万人まで減少していますし、平均年齢も59.1歳から66.7歳まで上昇している。このままいってしまいますと本当に農業従事者の高齢化、減少も含めて、大変重篤な状況になるのではないかと思います。また、耕作放棄地についても年々ふえている現状であろうと思います。

そこで、現在普及を始めているスマート農業への大きな関心と期待が寄せられるところですが、本県におけるスマート農業への取り組み状況と今後の展開についてお聞かせいただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 本県では、リーディング品目を中心に取り組みを進めており、農業研究開発センターで、小菊を計画出荷するために、気象データを活用した収穫適期を予測する技術の開発に着手しています。また、柿で問題となっているカメムシ等の病害虫を早期発見し、早期防除につなげるため、ドローンに登載したカメラで病害虫の発生状況を調査する研究に取り組んでいます。また、現場での普及を図るために、今年度、新たに国の事業で、次世代スマート農業普及推進事業に取り組んでおり、具体的には広陵町のイチゴの栽培施設において、ハウス内の温度、湿度、二酸化炭素といった環境を統合的に制御して、最適な生育環境を実現するシステムを構築するためのデータの測定に入ったところです。また、奈良市の茶生産者において、輸出向けのGAP認証事務の効率化のためにスマートフォンで入力した営農生産管理情報を取りまとめる管理ソフトの実用性を検討しているところです。また、スマート農業技術の早期の普及については、指導者の育成や生産者への情報提供が非常に重要であることから、普及指導員を対象としたスマート農業の研修や生産者向けの講演会、スマート農業の機械メーカーを招いた展示相談会の開催を予定しています。

さらに、近畿大学が中核となり、五條市、下市町を中心に国のスマート農業加速化実証プロジェクトを活用して、ハウス柿施設に温度や日照等の環境を複合的に制御する機器を導入して、スマートフォンで遠隔操作して換気やかん水の実証をしたり、下市町の傾斜地の露地かけほ場で、リモコン操作で動く草刈り機や農薬散布機の走行試験等、省力効果の確認をしています。今後とも本県としても、農作業の省力化、効率化や収量向上、安定化、栽培ノウハウのデータ化等により、新規就農者でも取り組みやすい農業の実現に向けて、本県農業の実態に合わせて、実現可能なスマート農業について積極的に推進してまいります。

○山中委員 北海道など非常に大きなほ場を有するところでは、人が乗らない大きなトラクターなどがありますが、奈良県はそういうほ場もありません。リーディング品目にしっかりとスポットを当てながら、小菊や柿で取り組んでいただいているようです。また、次世代のスマート農業への振興という意味でも、研修を含めて、随分取り組んでいただいていると思います。聞かせていただいて、これから新規就農者も含めて、どんどん推進していただけると期待しています。

奈良県はかつてシャープやパナソニックなど、さまざまないわゆるICTの第一分野を担ってきた、その下請として力を発揮してきた中小企業のメーカーも随分多いと思います。

例えば土壌の質であったり、そういうセンシング等を、その生産者に合わせた形でしっかり使っていけることも、随分と身近に指導していただけたと思います。今後そういう連携も深めながら、このスマート農業は、本当に期待をされる場所ですし、先ほど申したように農業従事者が高齢化し、人口そのものも減少してきていますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。また今後もこの点について、私どもも注視しますのでお願いします。

最後になりますが、豚コレラ、いわゆるCSFについてお聞きします。

このCSFに感染した野生イノシシがここ最近でも群馬県で2頭発見され、現在12の県で約1,200頭近くまで広がっていると報告されており、野生鳥獣の肉、いわゆるジビエですが、収入激減で加工施設が大変苦境に立たされていると、県南部で狩猟、生肉加工の仕事に取り組んでおられる方から大変困っているという声が、私のほうにも寄せられました。農林水産省でも感染イノシシが見つかった半径10キロメートル内の流通の自粛を呼びかけており、実質出荷ができない状況が続いている、何らかの支援が必要だという声も届いています。

さきに池田議員から一般質問でもありましたように、CSFの発生県に隣接するこの奈良県においてもワクチン接種について国の判断を踏まえた上で今後、準備をしていくといった答弁もあったところですので、もちろん養豚農家は少し安心したと思います。一方で、先ほど申した野生イノシシのCSFの感染が奈良では認められていませんが、ジビエへの影響は大変大きなものがあるかと思えます。

そこで、まず状況と、先ほどの体制も踏まえて、奈良県としてどのように対応されるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○溝杭畜産課長 イノシシを含むジビエに関しては所管課が複数にまたがりますので、CSF対策としてお答えしたいと思います。

CSF対策については、農林部長が本会議で答弁しましたように、隣接県においてもワクチン接種を検討するとの農林水産大臣のコメントがあり、一段階進んだものと思います。隣接県である本県では、かねてからワクチン接種を要望していましたので、県がつくることになっているワクチン接種プログラムについても既に作成を進めています。

今、ジビエに関する影響ということで、発生県では確かに野生イノシシによる拡散を防止するということが自粛している県もありました。それに対して、発生県における支援策を国が打っているところもあり、ただ、ワクチンを打つことによって今、発生数もかなり

減っていますので、何らかの効果がかなり出てきていると思っています。また、もともとCSFに感染した豚は人体に影響がないということ、それから、発生県で野生イノシシ用に散布されています経口ワクチンを食べても影響がないことは、食品安全衛生委員会でも証明されています。

ただ、今も発生県ではワクチンが接種され、ワクチンを打った豚が流通されています。奈良県でももし可能となりましたら、奈良県においても奈良県でと畜したワクチン接種した豚が流通することになります。何らかの懸念があつて風評被害が出ることも考えられますので、現段階で大手のジビエの処理施設に聞いたところ、たまたまことしはイノシシがなかなかとれなくて、逆に供給に困っているという声も聞いています。ただ、風評被害の可能性もありますので、豚肉だけではなく、ジビエにかかわっている方々にも影響がないよう、それぞれ関係課と連携して食の安全について周知していきたいと考えています。

○山中委員 奈良県でも先ほど言っていたように、隣接県でも接種ができる可能性も出てきて、一歩前進だという話をいただきました。それへの取り組みということで、今後、準備を含めてしていただくのですが、奈良県では、CSFの発生も、野生イノシシの発生もありません。発生しているところでは、このジビエに影響も出ていまして、例えば隣の三重県で、ここはジビエに関してもフードイノベーション課があり、その中で随分対応しています。

これは農林水産省でつくられたと思いますが、きょうは委員長に許可をいただきましたので、皆さんにもお見せしたいと思います。こういう啓発ポスターをつくられて、そして先ほど溝杭畜産課長に答弁いただいたように、CSFにかかっても人間には影響ありませんということで、ポスターの掲示も含めた、風評被害に対してしっかり対策を推進しているという取り組みが始まっていると思います。そういうことも含めて、今後、奈良県としてもしていただけるとは思います。教えていただけたらと思います。

国でも、特にジビエをやっている方への支援策は、具体的にまだないと思います。どのようなことができるのかがありますが、まずは現場の状況をしっかりとヒアリングして、県としてそこに少しでも寄り添う対応ができるのであれば、お願いしたいと思います。先ほどの風評被害に対しての啓発と、その点についてお聞かせいただければと思います。

○溝杭畜産課長 冒頭に申し上げましたように、ジビエに関する所管課は、また別にあり、今、山中委員が掲示されましたポスター、資料については県にも来ています。ジビエ登録してあるレストランで掲示する方法もありますけれども、なかなか刺激的なので、安全に

関してはまた別の方法で関係課と調整して、CSF防止対策を考えていきたいと思ひます。

○山中委員 言っていたように、確かにこれがレストランにあれば少し異様な感じもしますので、しっかりと各連携課で調整していただき、しかし、風評被害がやはり大きいと思ひますので、その点をしっかりと対策いただきますようお願い申し上げて、質問を終わります。

○和田委員 農林部長から報告をいただきました。食と農についての条例案についてお聞きします。基本的な施策の中で、1番目に品目の設定など出ていますが、ここには加工品が含まれているかどうか。2番目の飲食業経営者の養成及び開業支援については金融支援を想定しているのかどうか。4番では、食育ということで大変注目され、いろいろな人たちが勉強している中で発がん物質を、できるだけ減らした食材を食べていこうという運動も静かに起こっています。無添加、あるいは無添加に近い食育を推進していくことが狙いになっているのかどうか、この点を聞かせていただきたい。また、そのような内容を含むならば、大変有用な条例と思ひます。まず報告に関する質問で、お答えいただきたいと思ひます。

○石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） まず1点目の加工品は含まれるのかという質問で、市場動向の的確な把握ということで、マーケット調査をしていく中で、農産物もありますが、加工品も含めて検討していきたいと思ひます。

2点目の開業支援で、産業・雇用振興部にもいろいろな制度がありますので、連携して検討していきたいと思ひます。

3点目の食育で、おっしゃるように健康の観点から無添加などについて、今後研究していきたいと思ひます。今申し上げた内容について、条文案として書くのか、条例で踏まえた上で計画として書くのか、今後検討していきたいと思ひます。

○和田委員 頑張っていたきたいと思ひます。

その他事項について質問します。

まず、ことしから7月を中小企業魅力発信月間とすることが決まったのはご存じのとおりです。産業・雇用振興部としてこの月間の啓発や具体的な発信をどのようにしていくのか、示していただきたい。

2つ目は、消費税の引き上げです。政府は先般、税収が落ち込むと言いました。税収が落ち込むということは、経済が冷えるということでもあるのです。それが米中貿易摩擦によるものか、それとも消費税引き上げによるものか、具体的にメディアを通じての報告は

ありません。まずは政府が言っている税収の落ち込みについて、奈良県の経済に影響があるのではないかと考えていると思いますが、この点はどうお考えなのか、聞きたいと思います。

もう一つは、ポイント還元の登録店舗がどんどんふえていると聞かせていただきました。消費税対策に必要だと思います。そんな中で、ふえてきている登録店舗は小規模事業者が多いのではないかと考えています。そのような視点で小規模事業者の消費税対策をどうお考えなのか、聞かせていただきたい。

3点目が、働き方改革です。働き方改革はどのような点を奈良県として点検し、改善し、強化しているのか、その視点についてお尋ねしたいと思います。例えば、障害者の場合を取り上げれば、職場環境、バリアフリーがどう徹底しているのか気になります。また、女性はどうなのか、長時間労働の問題など、ずっと指摘されています。この視点を聞かせていただくとともに、環境整備についてどのように進んでいるのか、聞かせていただきたい。

それから、要望です。県内企業で働く外国人労働者や県内企業へ、アンケートをしています。これは公表するという事ですから、一日も早くしっかり分析して、いいことを期待していますので、どうぞよろしくをお願いします。

○川口（延）委員長 以上、要望含めて5点ありましたけれど、4点について、ご答弁をいただきたいと思います。米中貿易摩擦等ありますので、わかる範囲の中でお答えいただけたらと思います。

○三浦産業政策課長 今、和田委員から質問がありました、7月20日の中小企業の日、7月の中小企業魅力発信月間について、それと景気の動向について、ご回答します。

7月20日の中小企業の日及び7月の中小企業魅力発信月間は、中小企業の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成することを目的として、ことし6月に中小企業庁が実施を決定したものです。ただ、ことし制定されたばかりの事情もあり、まだ中小企業の日及び中小企業魅力発信月間の認知度は十分ではないと認識しています。そのような状況においても、その目的である中小企業の存在意義や魅力の発信や理解の促進について、県としても十分これに取り組んでいく必要があると認識しています。

本県においても、小規模企業は県内の企業のうち企業数で約9割、従業員数で約4割を占めていて、地域の経済と暮らしを支える大変重要な存在であると認識しています。このような状況を踏まえ、今後の国の取り組み状況や、他府県における同様の取り組みを参考にしながら、小規模企業の存在意義や魅力の発信について取り組んでまいりたいと考えています。

また、景気の動向について、和田委員お述べのとおり、政府は2019年度の税収見通しを下方修正しています。2兆円規模の落ち込みとなる見通しという発表があったところです。報道等によりますと、米中貿易摩擦の影響で日本からの輸出がふるわないことが主要因という報道が主として流されていますが、今後は消費税の引き上げによる個人消費の冷え込みも影響があると予想されると認識しています。

景気動向の把握については、県は独自調査として、県内の1,000ほどの製造業を中心とした事業者を対象に、県内企業動向調査を実施しています。毎年、四半期ごとに業況の判断や経営上の問題等を調査しています。現状では、直近の調査の結果としては、人件費の上昇を経営課題に上げている事業者が多い状況です。このような自前調査に加えて、今後発表されるさまざまな調査結果等にもしっかりとアンテナをはりながら、現状の把握に努めたいと考えています。

直近の状況として、国では災害復旧と景気対策のために、今年度の補正予算と来年度の予算などで新しく財政措置をとる、安心と成長の未来を拓く総合経済対策を決定したところです。こういった国の動きも注視しながら、対応を検討したいと考えています。

○前野産業振興総合センター所長 消費税の関係についてのお尋ねです。

先ほども申したように、登録事業者は、10月1日のスタート時から直近の12月2日現在で、中小・小規模事業者の登録加盟数としては約3,000件の増加で、7,502件となっています。ポイント還元事業については、来年4月末までの事業者登録が可能です。国では相談窓口の設置や広報活動など周知を図っているところで、県でもキャッシュレス導入を考えている中小・小規模事業者に対して、制度の説明会を定期的を開催しており、直近では11月25日に開催しています。

○水谷雇用政策課長 働き方改革に関して、特に障害者、女性の環境、県の取り組みはどうかということです。

障害者の雇用については、障害福祉課で所管していますが、障害者の就業率を見ますと、奈良県では依然、障害者雇用率は高い水準を維持しています。女性の就業については、雇用政策課で平成30年度に職場環境調査を行っています。特に育児休業制度を就業規則に規定している事業所は、全体の63.5%となっていますが、規模が小さい企業になるほど規定の率は少なくなるような結果です。また、短時間勤務制度、所定外労働の制限、始業や終業時刻の繰り上げ、繰り下げなど、育児と仕事の両立を支援する措置を、同様に就業規則に定めている事業所は、全体の61.6%で、これも同じように規模が小さくなる

ほど規定しているところは少なくなっています。

県の取り組みは、働き方改革の意義として、働きやすい職場は多くの働き手が集まるという基本認識を経営者の方々に広め、主体的に取り組んでいただくことが重要であると考えています。県ではそれぞれの事業所の取り組みに対して、社会保険労務士等の専門家派遣によるコンサルティングや、社内人材育成等のためのワークショップを業種ごとに開催するなど、個別事業所への支援を実施してきたところです。

働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業として登録、表彰しており、11月末現在で197社に登録いただいています。こうした好事例について、各企業に知ってもらうために、昨年度から「なら産業人材育成ジャーナル」を年2回発行して、横展開を図っています。

そのほか、県内事業所における従業員の育児休業取得促進を目的に、平成26年度から県内事業者に対する補助事業を実施しており、今年度も昨年度を上回る利用があります。

そのほか、今年度から始まった制度で、制度融資として、職場環境の改善や福利厚生の充実に取り組む事業者に県が保証料を全額負担する、働き方改革推進企業等応援資金により支援を行っています。この資金は、職場のバリアフリー化、休憩室の設置、トイレ改修など、環境整備の充実にために利用できます。今後ともより多くの方に働き方改革への理解を深めていただいて、県内企業を働きやすい企業にしていきたいと考えています。

○和田委員 産業・雇用振興部への質問はこれで終わりますが、小規模企業振興基本条例の趣旨を生かすように頑張っていたいただきたいと思います。そのような観点で、前野産業振興総合センター所長、水谷雇用政策課長、よろしくお願ひしたいと思います。

農林部の質問に入ります。12月9日に狩猟の流れ弾が下市中学校で見つかった事件について質問します。

鳥獣被害が大きくなっていると、県議会でも質問がたくさん出ています。この鳥獣被害対策をますます強める必要があるし、この流れ弾がベースになるのは、多分猟友会かな、と思うのですが、そういう意味で、この猟友会の活躍を今後ますます期待したいと思うのですが、残念なことに給食室のガラスを割って、そして部屋の中で見つかった、この事件のいきさつ、あるいは対処をどうするのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、猟友会の組織の全貌について、わかる限りでご説明、お示し願ひたい。特にこの会の入会要件、銃砲所持の欠格条件について、聞かせていただきたいと思います。

○田中農業水産振興課長 まず、1問目、下市中学校の給食室の件については、現在、警察が捜査しているところです。したがって、マスコミ報道以外の情報は入ってきていない状況です。今後とも警察の捜査の状況を注視して、必要があれば警察や教育委員会と対応を協議したいと考えています。

続きまして、奈良県猟友会という組織については、今、会員数は1,095名で、銃猟やわな猟などいろいろな猟種を持っている会員がいるために、その延べで1,095名、支部は36支部となっています。

言われました会員の入会要件は、基本的には奈良県で狩猟登録された人と聞いています。また、銃所持の欠格条件については、いわゆる銃刀法、銃砲刀剣類所持等取締法第5条に記載されており、例えば住居が定まらない者やアルコール、麻薬、大麻、アヘン、覚醒剤の中毒者、精神障害もしくは発作により意識障害をもたらす適正な取り扱いに支障のある者、認知症である者、また、銃砲・刀剣類を不法に所持して罰金刑以上の刑に処された者となっています。

○和田委員 猟友会のますますの発展のために提案するのですが、このような流れ弾というか、意図的に学校へ撃ち込んだならば、欠格条件が、どう発動されるのかを心配します。

そのような不慮の事故は、欠格条件に当たらなくても当然何らかの処分があると思うのですが、わかっていたら教えていただきたい。

それから、猟友会のこれからの活躍のためには、会員を充実させることが重要だと思います。会員の入会手続について、詳しく教えていただきたいと思うのです。わかる範囲でお願いします。

この猟銃、ライフルや、わななど資格があると思うのですが、会長や役員、特に会長などはこのライフルなどの資格を持つ必要があるのかなのか、それも聞かせていただきたい。

○田中農業水産振興課長 4つぐらいあったと思うのですが、まず、今の件が不慮の事故であった場合の処分については、警察が捜査中なので、私のほうからは控えさせていただきますと思います。

猟友会について、基本的には、狩猟というのは、わなでするわな猟と、銃でする狩猟と、網でする狩猟、3つに分かれていて、銃のほうが散弾銃、ライフル銃、空気銃とあって、空気銃だけのものが第二種という形になっています。まず免許を取らなければいけないということで、各都道府県でしている狩猟免許試験に受かった上で免許を取っていただくこ

とが必要です。その上で、例えば奈良県で猟をしたいとなりますと、奈良県に狩猟登録してもらふこととなります。先ほど申したように奈良県で登録されれば、奈良県の猟友会に入会するのが実際です。

猟銃を取得する資格に関しては、これは先ほど申した銃刀法の関係ですので、県でいえば公安委員会の所管になると思います。

会長、役員の資格については、奈良県猟友会あるいは支部ごとの規約によって決められているのではないかと思います。

○和田委員 時間が押し迫っていますので、この辺で終わりますが、いずれにしても、猟友会の会員に対して研修など必要な手だて、応援をしっかりとやっていただいて、質の向上を図っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池田委員 数点にわたって質問させていただきます。

ただいま取り上げられました下市中学校の事件ですが、住民にとっても大変心配であり、皆さんが不安を持たれている大事件だと思っています。私からも少し質問をしたいと思いますが、先ほど田中農業水産振興課長からご答弁がありましたように、今、捜査中で、真相、関連性についてもわからないということです。それは当然のことだと思いますが、そもそもこの狩猟の区域である、特に銃による猟に当たっての禁止の場所や、禁止の鉄砲、銃を向ける方向がある。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律があり、また、同法の施行規則にも書かれているということで、これについてお教えいただきたいと思っています。

○田中農業水産振興課長 池田委員がおっしゃいましたように鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の中で、狩猟、特に銃については厳しく禁止区域を指定されています。例えば鳥獣保護区や、銃については特定猟具使用禁止区域を県が規定しており、狩猟者に狩猟マップを渡して、ここが銃を使用できない区域という形で示しています。そのほか、住宅が集合している地域や広場、駅などの多数の人が集まる場所、人、建物、乗り物など、そういうところに弾丸が到達するおそれがあるところでの銃猟は禁止されています。

○池田委員 今回のケース、まだ真相はわかりませんが、もし狩猟の弾が下市中学校の給食室の窓ガラスを破った、天井に到達したということになれば、法律に大いに違反をしていることになるわけですね。

これから捜査が実際に進んでいくと思うのですが、この銃による猟において、先ほど3

種類ほど方法があるとおっしゃっていたと思うのですが、大体何メートルぐらい先まで届くものでしょうか、教えてください。

○田中農業水産振興課長 猟の銃によっても射程距離は異なっていますが、最大有効射程、有効に届く距離は、例えばスラッグ弾では100メートル、BB弾は50メートル程度になっています。最後までどれだけ届くかとなってくると、500メートルから700メートルぐらいは届くのではないかと。銃によっても異なりますので、一概には言えないと思いますが、それぐらいだということです。

○池田委員 銃によっても違うということですが、相当距離があるということです。以前に人家からおおむね200メートル以内では、銃による猟をしてはいけないと聞いたことがあります、いずれにしてもこの銃による狩猟の事故は、あってはならないわけで、これはもう言うまでもありません。今後の事故防止、その安全対策を万全にしていくことは大変重要だと思っていますので、ぜひ県からも猟友会の会員の皆さんに対してその旨をきちんとこの機会に改めてしっかりと遵守していただくように、お願いしていただきたいと思えます。

続いて、鳥獣被害で、先ほども和田委員から質問がありました。本会議でも浦西議員が奈良県全体の鳥獣被害被害の状況ということで質問されましたが、私の選挙区である奈良市と山添村における鳥獣被害の状況が、どうかということと、どのような対策をとっておられるのか、何か具体的な成果などがあれば、あわせてお教えいただきたいと思えます。

○田中農業水産振興課長 まず、奈良市における平成30年度の鳥獣被害は、イノシシとカニホンジカなどの被害面積が25ヘクタールで金額が775万円となっており、前年、平成29年度と比べてもほぼ同じような状況です。また、平成30年度の被害対策として、捕獲おりの購入支援のほか緊急捕獲活動支援といった取り組みを進め、有害捕獲実績はイノシシが433頭、カニホンジカが77頭となっています。山添村における平成30年度の鳥獣被害は、イノシシ、カニホンジカ、アライグマなどで被害面積が7ヘクタール、金額が526万円となっており、平成29年度に比べれば減少しています。平成30年度の被害対策としては、捕獲おりの購入支援のほか緊急捕獲活動といった取り組みを進めて、有害捕獲の実績がイノシシ181頭、カニホンジカ96頭となっています。このほか、国の事業である中山間地域所得向上支援事業を活用して侵入防止柵を設置しており、平成30年度は8,878メートルを設置しています。

本会議でも農林部長が答弁しましたが、今年度新たな取り組みとして、集落ぐるみの活

動を推進するモデル事業を県下4カ所で開始しており、奈良市については、都祁白石地区で侵入防止柵の点検やセンサーカメラ3台を導入し、定期的に野生鳥獣の出没状況を調べて、被害マップの作成などを行っています。

○池田委員 奈良市においては、被害の状況がさほど変わっていないということです。山添村においてはかなり大きな成果があったということで、いずれにしてもこれからも捕獲をしっかりと強化していく取り組みが何よりも大切だと思います。

今、数字を聞いてふと思ったのですが、もしかしたら、例えばイノシシであればかなり繁殖力が強いので、ふえているがゆえに捕獲している頭数もふえたのかと。でも、実際にこの地域に生息するイノシシはどんどんふえる一方なのか、よりふえているのかと感じています。いずれにしても野生動物相手ですので、大変な取り組みであると重々承知していますが、ただ、他方で農作物に対する被害などは、農業の大きな損害になっています。特に被害額とともに、せつかくつくったのに荒らされた、食べられてしまった、商品として出荷できないということが、一番気持ちをも低下させてしまうことにつながりますので、ぜひ引き続きの取り組みをお願いします。

もう1点、今度は企業立地、工場誘致について少しお尋ねします。

本会議でも答弁がありましたが、過去12年間の工場誘致の件数が333件であったと。平成30年度においては38件の誘致に成功して、全国で11位、近畿では2位と、かなり頑張っているのが、数字となってはっきりあらわれています。この工場の奈良県への進出の勢いが続いていることは大変喜ばしいと思いますが、一方で、県内の工場用地が不足しているとも伺いました。

そこでお尋ねしますが、今後さらなる工場誘致、企業立地のニーズに対応していくために、産業用地の創出に向けてどのような取り組みをしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○今仲企業立地推進課長 県では、企業の立地により雇用を創出し、経済を活性化させるため、平成26年度から工業ゾーン創出プロジェクトとして、県庁内関係課と5つの市町と連携して、京奈和自動車道や西名阪自動車道周辺での産業用地創出に取り組んでいます。この結果、川西町では唐院工業団地周辺地区において、ことし10月から企業募集を開始され、また、田原本町では十六面・西竹田地区において、今後立地を検討される企業が具体的に出てくるなど、一定の成果が出始めているものの、まだまだ産業用地の不足が続いている状況です。特に県外からの立地のおよそ約9割を占める大阪等の企業の多くは、高

度成長期に発展し、現在、建物、設備の老朽化、耐震化、生産性の向上等、設備投資が必要な時期に到来していると思込まれます。大阪等の本社やほかの既存拠点から近いところ、道路等インフラ整備が整っているところ、でき上がった工業団地であることといった企業ニーズに合った新たな産業用地の創出が求められています。このため、現在、企業立地のポテンシャルが高いと考えられる市町村から、さらに新しい候補地の提案を受けながら、県と市町村が連携して、その実現可能性について検討を行っています。

○池田委員 市町村と連携しながら進めているということですが、具体的にその市町村から、そういう場所がないかという情報提供をいただくということでしょうか。適地を照会し、市町村から情報提供をいただくということは、地域事情をよくわかっておられると思うので、非常にいい取り組みだと思います。そのような市町村との連携、協力の中での県とこの市町村との役割分担であったり、例えば奈良市であれば企業立地に対して今までなかなか取り組んでいなかったところがあり、新たな産業用地をつくっていく必要性を大いに感じています。どういう連携協力、役割分担をしながら、この産業用地の確保に努めようとしているのか、教えてください。

○今仲企業立地推進課長 今年度においては、池田委員お述べのとおり、市町村に候補地を照会しました。市町村から提案のありました候補地のうち、特に実現可能性が高いと思われる複数の候補地について、今後、市町村が主体的に取り組む参考となるよう、県がモデル的に詳細な実現可能性調査を実施しています。

また、当該調査を実施しているところも含めて、市町村から提案のありました全ての候補地について、市町村や関係各課と各種法規制やインフラ整備、地権者の数など、事業化に向けた課題等を共有しながら、今後、その対応策を検討するなど、事業熟度を高めていきたいと考えています。

いずれにしても、新しい産業用地を継続して創出していくことが必要で、そのためにはそのエリアの開発可能性のポテンシャルもさることながら、地元市町村長の取り組み姿勢が重要であり、県はその市町村による主体的な取り組みをしっかりと支援していけるように努めたいと考えています。

○池田委員 市町村の主体的な取り組みをということで、市町村は工場誘致に対するノウハウや人脈的なものを、どう進めればいいのかなかなかわかっていないところが、失礼ながら多いと思います。県がこれまで12年間にわたって、これだけ多くの工場誘致、企業立地に成功されてきたノウハウを大いに活用して、市町村と県が一緒になって産業用地の

確保、創出に向けて取り組んでいただきたいと思います。

奈良新「都」づくり戦略に、その工場誘致、工業ゾーンの創出が掲げられており、4年間で誘致目標が120件と掲げられていますので、私たちも何か情報があれば、協力できるところは協力しながら、ぜひこの120件の誘致目標を達成できるように、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

○田中副委員長 通告も何もしていないので誠に恐縮ですが、ペーパーを改めて拝見して、お尋ねしたいことがあります。(仮称)奈良県豊かな食と農の振興に関する条例案の目的は、健康で豊かな生活の向上及び地域経済の健全な発展を図ることとなっており、農業の方向性、これは今、盛んに取り上げられているのは、アグリ工場と言われている露地で栽培しないような農業のあり方であったり、建物の中で大量生産するような農業のあり方を、最先端の農業だという捉え方があるのですが、そういうことを目指しているかと理解すべきでしょうか。それとも、いやいや、奈良はやはり露地だということで、いわゆる普通、一般農家がやっているような農業の振興を図っていくことが根底にあるのだという理解でいいのでしょうか。その辺りの基本的なところがわからないと思いました。

なぜそんなことを思うようになったかといいますと、食べる側に立っての話で、盛んに今、滑らかな食パンとして米粉の食パンがはやっており、まだ十分には流通していないという商品です。そういうものについての取り組みを進めることも、この条例の目的の中にも含まれることになるかと思えます。他方では、私は学校給食にも随分関心があるのですが、学校給食の食品単価が十分ではないという部分があります。県特産の農産物を利用しようと思ったら、その単価基準に乗ってこないで、なかなか使われないこともあります。そういうものをできるだけ学校給食の中に取り組みべきということまで、この計画の中に入れていくのか、そういうことも含まれるのか。条例の中には主要な目標及び実施する施策について、基本計画で定められているのです。これはどのぐらいの期間で、5カ年計画か、3カ年計画か、基本計画の目標の項目がどの程度になるのかなどを具体的に考えていくと、なかなか大変な条例と思えてならないのです。先ほど申し上げたような米粉パンの推進をしようと思ったら、指標的にそれをどのぐらい普及させようとするべきなのか、いや、そんなものは計画の中へ入れないほうがいいのだという考えなのかも含めて、他の部局との関係が、そこで問題になってくると思うのです。もちろん農林部だけではなく、産業・雇用振興部の方々も含めて、この計画の推進を図る、何か話し合いの場、計画推進に向けての調整の場をつくらうとしているのか、具体的には幾つかの質問項目があったと

思うのですが、お教えいただければありがたいと思い、質問しました。

○石井農林部次長（統合本部担当、企画管理室長事務取扱） 田中副委員長お述べのように、県の条例ですので、当然農林部だけでなく、他部局との連携も含めて考えていきたいと思っています。特に食と農ということで、農業生産という立場だけではなく、消費者側の立場で、おっしゃるような生産現場の話や、お米のパン、学校給食の問題など、いろいろな問題を含めて考えていきたいと思っています。ただ、条例では基本的な考えを示していますが、次年度以降、計画、今のところ明確に何年計画かを定めていませんが、おおむね5年と思っていますが、その中でどう具体的にしていくのかは、これからだと思っています。

○田中副委員長 令和2年4月1日から施行すると書いてあるので、それを施行しようと思っただけでももちろんパブリックコメントをとるのですが、そのときにはある程度こういうことをやるのですよと、この条例の中身はこういうことをやるのですと示していただきたいと思います。その示していただく中身がより具体的なものとして、県民の方も他の部局の方にも、理解してもらえる形で公表されるべきだと思いますので、早急な計画立案をぜひ示していただきたいと思います。

○川口（延）委員長 答弁はよろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○川口（延）委員長 ほかにございませんでしょうか。

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

○森山委員 委員長、ちょっといいですか。

先ほど私、付託議案の3つ目の委員の意見のところでは会派名を間違えていました。新政ならでしたので訂正いたします、済みません。

○川口（延）委員長 改めて訂正させていただきます。

もう一度戻ります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わります。